

保険給付外のサービスについて（お知らせ）

当院では、入院される方等の利便性を考慮し、希望される方に下記のサービスを提供しております。
 なお、当該サービスは療養の給付と直接関係しないことから保険給付外となり、全額自己負担となりますのでご了承願います。

記

1 病衣貸付料	1日につき	80円
	(消費税が課されない場合は、1日につき70円)	
2 寝具貸付料 (入院患者様以外の方が利用された場合)	1組1日につき	220円
	(返却日は算定しない、貸付日と同一の場合は算定)	
3 食事の提供 (透析患者様が透析実施中に利用する場合)	1食につき	690円
	(消費税が課されることとなる者に対する食事の提供には課税)	
4 健康診断料 (医科点数表に定める初診料、画像診断、その他実施した検査等の所定点数に100分の108乗じて得た点数に10円を乗じた額)		
5 予防接種料		別途揭示
(1) 3歳未満	(使用した薬剤の購入価格+5,220円(1回目)2回目以降1,460円)×1.08)	
(2) 3歳未満(注射以外の方法)	(使用した薬剤の購入価格+5,410円(1回目)2回目以降1,650円)×1.08)	
(3) 3歳以上～6歳未満	(使用した薬剤の購入価格+3,920円(1回目)2回目以降1,460円)×1.08)	
(4) 6歳以上	(使用した薬剤の購入価格+3,170円(1回目)2回目以降1,080円)×1.08)	
6 人間ドック料	1泊2日につき	65,880円
7 助産師外来で実施する妊婦健診・保健指導料	妊娠時1回につき	4,500円
	産褥期1回につき	2,500円
	1回につき	2,590円
	(消費税が課されない場合は、1回につき2,400円)	
9 子宮内避妊具挿入料		
1回につき使用した避妊具の購入価格を10円で除して得た点数に医科点数表に定める初診料、麻酔料の点数及び2,700点を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数に10円を乗じた額。		
10 子宮内避妊具除去料		
1回につき医科点数表に定める初診料、麻酔料の点数に500点を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数に10円を乗じた額。		
11 分べん介助料		
(1) 診療時間内		220,000円
(2) 診療時間外 (平日の午前6時～午前8時30分及び午後5時15分～午後10時)		230,000円
(3) 日曜日、祝日及び深夜(午後10時～翌日午前6時)		240,000円
(4) 多胎分娩の場合は、第2児以下1児につき上記該当料金の半額に15,000円を加えた額を加算		
12 ケミカルピーリング料	1回につき(外来診療料+800点)×1.08	
13 リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料	1回につき	5,210円
14 セカンドオピニオン相談料	30分まで	10,800円
	その後15分までごとに	5,400円
15 新生児・乳児管理料	1日につき	7,000円
分娩に伴わない在院した新生児等に係る衣類、おむつ及びミルク代等として(病児等で入院した場合を除く。)		
消費税が課せられる生後1ヶ月を超える乳児の場合		
	1日につき	7,560円
16 おむつ代及び衣類代 (入院した病児等に係るおむつ代及び衣類代)	1日につき(それぞれ)	520円
消費税が課せられる生後1ヶ月を超える乳児や一般患者等の場合		
	1日につき(それぞれ)	560円
17 洗濯料		
病院が提供する寝具、病衣以外で、入院患者様、入院患者様以外の方が利用した衣料の洗濯		
(1) タオル、まくらカバー、布団襟掛及び靴下等	各1件につき	120円
(2) バスタオル及び肌着(毛製品を除く)類	各1件につき	250円
(3) 敷布、布団カバー、浴衣、パジャマ及び毛製品の肌着類	各1件につき	420円
18 文書料		
(1) 個人健康診断に係るもの	1通につき	3,240円
(2) 診断書		
① 事業所	個人票	1,940円
	連記式	1,080円
② 傷病等を証する簡単な診断書	1通につき	3,240円
③ 生命保険給付に関する診断書及び自動車損害賠償責任保険の給付に関する診断書	1通につき	8,230円
④ その他の診断書	1通につき	5,400円
(但し、国民年金・厚生年金用及び身体障害者手帳交付用の各診断書)		
(3) 死亡診断書(死体検案書を除く。)	1通につき	3,240円
(4) 証明書		
① 交通事故に係る医療費証明書	1通につき	3,240円
② 診療内容の明細を記載した医療費証明書	1通につき	3,240円
③ その他の証明書	1通につき	1,080円

- (5) 検案書
 ① 死体検案書(変死体検案書を除く。) 1通につき 5,400円
 ② 変死体検案書 1通につき 10,800円
 (6) 診療記録の開示文書の写し(両面の場合は×2) 1枚につき 白黒 10円
 (両面の場合は×2) 1枚につき カラー 40円

- 19 診療記録開示手数料 2,160円
 20 死体処置料 1体につき 7,560円
 21 死体検案料 1体につき 21,600円

- 22 巻爪(陥入爪)の超弾性ワイヤーによる治療料
 1回につき(初診料(2回目以降:外来診療料)+1指につき100点+使用材料の購入価格)×1.08

- 23 往診等に要した交通費(病院から患者までの片道の距離)
 (1) 5キロメートル以下の場合 1回につき 200円
 (2) 5キロメートルを超え10キロメートル以下の場合 1回につき 400円
 (3) 10キロメートルを超える場合 1回につき 600円

24 (1) 特別室料(1日につき)

当病院では、個室希望される患者様に次に掲げる特別室を用意しております。

区分	1日料金(課税)	病室番号
個室	9,830円	818号
個室	4,540円	308号、618号、720号
個室	3,890円	310号、617号、718号
個室	3,020円	305号、320号、321号、420号、421号 605号、705号、723号、725号、726号
個室	2,920円	822号、823号
個室	2,810円	401号、402号、416号、417号、418号 622号 703号、707号、708号 803号、805号、806号
個室	2,700円	303号、603号
個室	2,590円	318号、623号、802号
個室	2,480円	801号
二人室	3,020円	300号
二人室	1,620円	405号

(2) 紹介外初診時負担額 3,240円

当病院では健康保険法の規定に基づき、地域の医院・診療所との機能分担と連携を図るため他の医療機関などからの紹介によらずに、来院した場合は、紹介外初診時負担金として初診時に負担(消費税込み)していただいております。

ただし、次の患者様の場合は負担はありません。

- ① 他の医療機関からの紹介状を持参した場合
- ② 緊急性が高いと認められる場合(ただちに入院や手術等を要する場合、緊急やむを得ず、診療時間外、休日及び深夜に来院した場合)
- ③ 国の法律に基づき公費負担医療制度の受給対象者の場合
- ④ 県単独医療費助成事業の受給対象者の場合
- ⑤ エイズ拠点病院を受診されるHIV感染者の場合

(3) 長期特定入院料

健康保険法の規定に基づき、入院期間が180日を超えて入院している患者様(難病等で入院されている方は除く。)

課税	一般入院基本料区分: 10対1入院基本料	2,160円
非課税	一般入院基本料区分: 10対1入院基本料	2,000円

(4) 医科点数表等に規定する回数を越えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものにかかる療養費について、健康保険の一部負担金とは別に料金をお支払いいただいております。

下記の診療を行うためには、患者様からの実施の申し出により、次の条件に該当するかを医師が判断し、実施することが必要と認められた場合であって、患者様から室施についての同意を文章でいただくことが必要になります。

- ・検査にあつては、患者の不安を軽減する必要がある場合
- ・リハビリにあつては、患者の治療に対する意欲を高める必要がある場合
- ・精神科専門療法にあつては、患者家族の負担軽減する必要がある場合

検査	α-フェトプロテイン(AFP)	1回につき1,190円	悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を越えて実施した場合
	癌胎児性抗原(CEA)精密測定	1回につき1,170円	
リハビリ	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	1単位につき2,160円	・患者一人につき1日6単位を超えて行った場合(1単位=20分)
	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)	1単位につき1,580円	
	運動器リハビリテーション(Ⅰ)	1単位につき2,000円	・標準的リハビリ実施日数を越えた場合で、1月に13単位を超えて行う場合
	呼吸器リハビリテーション(Ⅰ)	1単位につき1,890円	